

興行中止保険

費用・利益保険普通保険約款 興行中止保険特約条項 他



はじめに

興行中止保険とは

この保険は、お客さまが開催する行事・イベントが偶然な事故により中止または延期を余儀なくされたことで、お客さまが費用等を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

★対象となる行事・イベントについて

行事・イベントの名称、開催予定日(予備日)、開催場所などについてご契約時に特定させていただきます。

★対象となる事故について

悪天候やその他偶然な事由をいいます。

★「中止」と「延期」

「中止」とは、行事・イベントが各開催予定日および予備日の両日に全く行われないことをいいます。

「延期」とは、行事・イベントが開催予定日に全く行われず予備日に行われることをいいます。

★お支払い対象の損害

行事・イベントの開催のためにお客さまが支出した費用となります。なお、ご契約時にあらかじめ保険の対象とする費用項目を決めさせていただきます。

対象となる行事・イベント

- スポーツ大会
- コンサート／音楽会／演劇
- 祭り／パレード／花火大会
- 展覧会／博覧会
- 映画製作
- 会議／式典

など

※上記のとおりあらゆる形態の行事・イベントが対象となりますが、**次のものは対象となりませんのでご注意ください。**

■通常業務と区別できないもの

- 自動車販売業(ディーラー)の展示即売会・新車発表会
- 学習塾などの夏期スクール
- 出版物の著作・編集

■イベント性がないもの

- 建設工事
- 新商品の開発・研究・製作
- 遊園地、ホテル、海の家、弁当仕出しなどの通常業務でイベントと関係の無いもの

など

ご契約例

ご契約内容とイベント内容(種類・時期・規模・場所など)により保険料は異なります。
このパンフレットでは目安の例をあげていますが、実際のお見積もりと大幅に異なる場合がありますので、詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

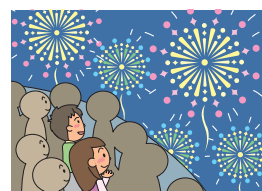
野外コンサート

- 対象事故…………… 悪天候による中止
- 支払限度額…………… **4,000**万円
- 縮小支払割合…………… **80%**
- 保険料…………… **140**万円



花火大会

- 対象事故…………… 悪天候による中止、延期
- 支払限度額…………… 延期の場合**900**万円
中止の場合**4,500**万円
- 縮小支払割合…………… **90%**
- 保険料…………… **96**万円



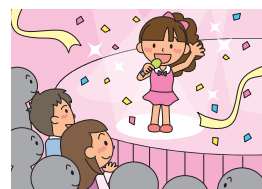
スポーツ大会(2日間)

- 対象損害…………… スポンサー料返還に伴うテレビ局の損害
- 対象事故…………… 雪不足・吹雪・濃霧による中止
- 支払限度額…………… **8,000**万円(1日あたり4,000万円)
- 縮小支払割合…………… **80%**
- 保険料…………… **240**万円



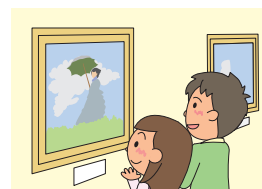
コンサート

- 対象事故…………… アイドルのケガによる中止
- 支払限度額…………… **9,000**万円
- 縮小支払割合…………… **90%**
- 保険料…………… **270**万円



絵画展

- 対象事故…………… 絵画の不着、破損による中止
- 支払限度額…………… **1**億円
- 縮小支払割合…………… **80%**
- 保険料…………… **280**万円



ご加入にあたって

ご加入いただく方(被保険者)

偶然な事故により費用を支出する、または利益を喪失する方になります。

例) イベントの主催者、協賛者、広告代理店会社、プロモーター、〇〇実行委員会 など

ご契約の締結期限

イベント開始日の前日から起算して14日前までに、
保険契約の締結および保険料のお支払いが必要です。

例) イベント開催日が1月21日の場合、その14日前にあたる1月7日まで
にお手続きが必要です。



保険期間

保険期間は、ご契約締結日からイベント終了日までとなります。イベントが複数日ある場合は、イベント最終日までとなります。

お支払いいただく保険料

イベント内容(種類・時期・規模・場所など)や、対象事故(中止・延期の原因)、支払限度額、縮小支払割合により保険料は異なります。

イベント毎に保険設計をさせていただきますので、お見積もりのご依頼からイベント開催日まで1か月程度のスケジュールを要します。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

お見積もりにあたっての確認事項

具体的な保険料のお見積もりや保険条件設定に際して、主に次の項目についてお知らせいただく必要があります。

- ①開催日時、開催場所(住所、屋内・屋外の区別)
- ②中止・延期の場合の予備日・延期日程
- ③中止・延期の決定者およびその具体的な手続き
- ④保険加入を希望される事故(中止・延期の原因)
(例:悪天候、自然災害、火災、交通マヒ)
- ⑤費用項目とその金額(保険加入を希望される項目)
- ⑥過去のイベントの実施実績と中止・延期の実績、その原因
- ⑦過去の興行中止保険の加入歴
- ⑧主催者、後援者、協賛者、プロモーター

●スポーツ大会の場合

- ・スポーツの種類、試合数、主な選手名・チーム名
- ・チケットの値段と販売予定枚数(前売り券・当日券別)

●コンサートの場合

- ・出演者と代役(当該出演者がいないと中止となる場合は、その出演者名)
- ・出演者・スタッフと装置道具の移動スケジュール(日程、ルート、宿泊ホテル、保管場所、交通手段等)

など



対象とするイベントの種類、時期、対象事故などにより保険のお引受けが出来ない場合がありますので、ご了承ください。

お支払いする保険金について

次の算式によって得られた額をお支払いします。ただし、支払限度額を上限とします。

$$\text{お支払いする保険金} = \left(\text{支出した費用※1} - \text{自己負担額} \right) \times \text{縮小支払割合※2}$$

※1 支出した費用

主に次の費用をいいます。

出演料、会場使用料、会場設営費、スタッフ交通費、スタッフ宿泊費、アルバイト雇用費、警備費、プログラム印刷費、チケット印刷費、広告宣伝費 など

※2 縮小支払割合

縮小支払割合とは、保険金をお支払いする場合に損害額(支出した費用)に乘じる割合をいい、90%以下で設定していただきます。90%で設定した場合、損害額の10%はお客さま(被保険者)の自己負担となります。



ご契約時に、あらかじめ保険の対象とする事故(中止・延期の原因)、支払限度額、縮小支払割合および費用項目を決定します。



次のような費用は、支出した費用の額から差し引きます。(主なもの)

①中止時に返還を必要としない収益の額

②事故または損害が生じたことにより支出を免れた金額および他人から回収した金額 など

※複数のイベントにかかわる費用および上記①②の費用のうち、イベント毎に区分できないものについては、各イベントに均等に按分した額を差し引きます。

保険金をお支払いできない主な場合

- イベント関係者の故意、重大な過失または法令違反による中止・延期
- イベント関係者の解散、破産または資金不足による中止・延期
- チケットなどの売上不足、顧客不足、協賛者・後援者・スポンサーが得られないことなどによる中止・延期
- イベント関係者のイベントに関する準備・取り決めにおける過失または関係者間の紛争もしくは意見の相違による中止・延期
- イベント関係者の犯罪行為、闘争行為、逮捕、出入国拒否、イベントが開催される建物の差押え等の公権力の行使による中止・延期
- 出演者がこの保険契約締結前にすでに被っていた身体障害、既往1年以内に治療を受けたことがある身体障害の再発、心因性の神経症、麻薬その他服用が禁止されている薬物または興奮剤の服用、飲酒、気まぐれ、自傷、自殺、妊娠、出産、流産、早産、生理およびこれらの事由に起因する疾病によって出場不能となることなどによる中止・延期
- 被保険者が所有または常時使用もしくは管理する施設の滅失、損傷または汚損などによる中止・延期
- 政変、国交断絶、国家的服喪、経済恐慌、物価騰貴、外国為替市場の混乱、通貨不安による中止・延期
- 戦争、暴動、地震、噴火、津波などによる中止・延期
- 感染症予防法(※)第6条に規定する次の感染症の発生または発生するおそれに起因する損害
 - ・重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものにかぎります。)
 - ・鳥インフルエンザ
 - ・新型インフルエンザ等感染症(新型インフルエンザおよび再興型インフルエンザをいいます。) など

(※)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第104号)をいいます。

(注)上記以外にも保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

特にご注意いただきたいこと

I

契約締結時における注意事項

① 告知義務と告知事項

ご契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項(重要事項等説明書をご確認ください。)について、損保ジャパンに事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。

保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできなくなったりすることがありますのでご注意ください。

② 保険証券について

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

③ 保険料領収証について

保険料をお支払いの際は、特定の特約条項をセットした場合を除いて、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。なお、口座振替の場合は、保険料領収証を交付しておりませんのでご了承ください。

④ クーリングオフ

この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象とはなりません。

⑤ 他人のための契約について

ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

⑥ 保険期間について

この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則としてご契約締結日からイベント終了日(イベントが複数日ある場合は最終日)までとなります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、保険契約申込書にてご確認ください。

⑦ 保険責任の保険期間について

保険責任は保険期間の初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります。

保険契約申込書またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

⑧ 契約申込書の記載事項の確認

保険料の算出の基礎となる事項(保険金のお支払いの対象となる費用等)につきましては、保険契約申込書の記載事項と事実が異なっていないか、十分にご確認ください。相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。

⑨ 保険料のお支払い方法

● 保険料の払込方式は、ご契約と同時に全額をお支払いいただく一括払と、複数の回数に分けてお支払いいただく分割払があります。分割払で保険料をお支払いいただく場合は、所定の条件を満たす必要があります。払込方式についての詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

● 保険料は、初回保険料の口座振替に関する特約条項などの特定の特約条項をセットした場合を除いて、ご契約と同時にお支払いください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または損保ジャパンが保険料を領収する前に生じた事故による損害については保険金をお支払いできません。

● 分割払の場合の第2回目以降の分割保険料は、所定の払込期日までにお支払いください。払込期日まで分割保険料のお支払いがない場合には、その払込期日後に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いすることができなくなり、保険契約が解除される場合があります。

● この保険の最低保険料(注)は保険契約申込書に記載しておりますので、ご契約の際にご確認ください。

(注)最低保険料とは、この保険を解約した場合、または、概算保険料方式でご契約いただいた場合の確定精算時に、最低限お支払いいただく保険料をいいます。

契約締結後における注意事項

① 通知義務等

次の事項に変更が発生する場合には、あらかじめ(※)取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡や通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

①興行の開催予定日および場所

②他の保険契約等に関する事項

また、ご契約者の住所などを変更される場合にも、取扱代理店または損保ジャパンにご確認ください。ご連絡いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないこととなります。

※上記①または②の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご確認ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。(ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンに通知する必要はありません。)

② ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまで申し出てください。解約の条件によっては、保険料が返還できない場合があります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

万一事故にあわれたら

① 事故が起こった場合のお手続き

事故が起こった場合は、遅滞なく、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

② 保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、「重要事項等説明書」、「普通保険約款、特約条項、追加条項等」をご確認のうえ、損保ジャパンが求める書類をご提出ください。

(注) 事故の内容および損害の額等に応じ、「重要事項等説明書」の記載以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

③ 保険金のお支払いについて

上記②の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

事故が起こった場合

事故が起こった場合は、遅滞なく、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

0120-727-110

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】平日：午後5時～翌日午前9時

土日祝日：24時間(12月31日～1月3日を含みます。)

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

① 取扱代理店の権限

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

② 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。

損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故に関わる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行っています。確認内容は、上記項目以外には用いません。ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

③ 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

④ 個人情報の取扱いについて

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うこと（以下、「当社業務」といいます。）のために取得・利用します。また、当社業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、グループ会社、提携先会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

商品に関するお問い合わせ

◆パソコン・スマートフォンから

<https://www.sompo-japan.co.jp/>

◆カスタマーセンター

0120-888-089

おかけ間違いにご注意ください。



【受付時間】

平日：午前9時～午後8時

土日祝日：午前9時～午後5時

（12月31日～1月3日は休業）

（注1）お問い合わせの内容に応じて、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

（注2）パソコンやスマートフォンからのアクセスについて、端末やご利用環境によっては一部機能がご利用いただけない場合があります。

保険会社との間で問題を解決できない場合 （指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】



0570-022808〈通話料有料〉

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】平 日：午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
（<https://www.sonpo.or.jp/>）

■このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「普通保険約款、特約条項、追加条項等」、「重要事項等説明書」をご覧ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

<公式ウェブサイト> <https://www.sompo-japan.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

有限会社木下保険事務所

TEL 047-380-8742

<http://www.kinoshita-hoken.co.jp>